

第8章 子ども・若者への支援

第1節 相談・支援機関の活動状況

1. 子ども家庭相談センター(児童相談所)

子ども家庭相談センター(児童相談所)は児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、滋賀県では中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センターおよび大津・高島子ども家庭相談センターの3か所が設置されており、児童福祉司や児童心理司、一時保護に主として携わる児童指導員等の専門職員を配置しています。

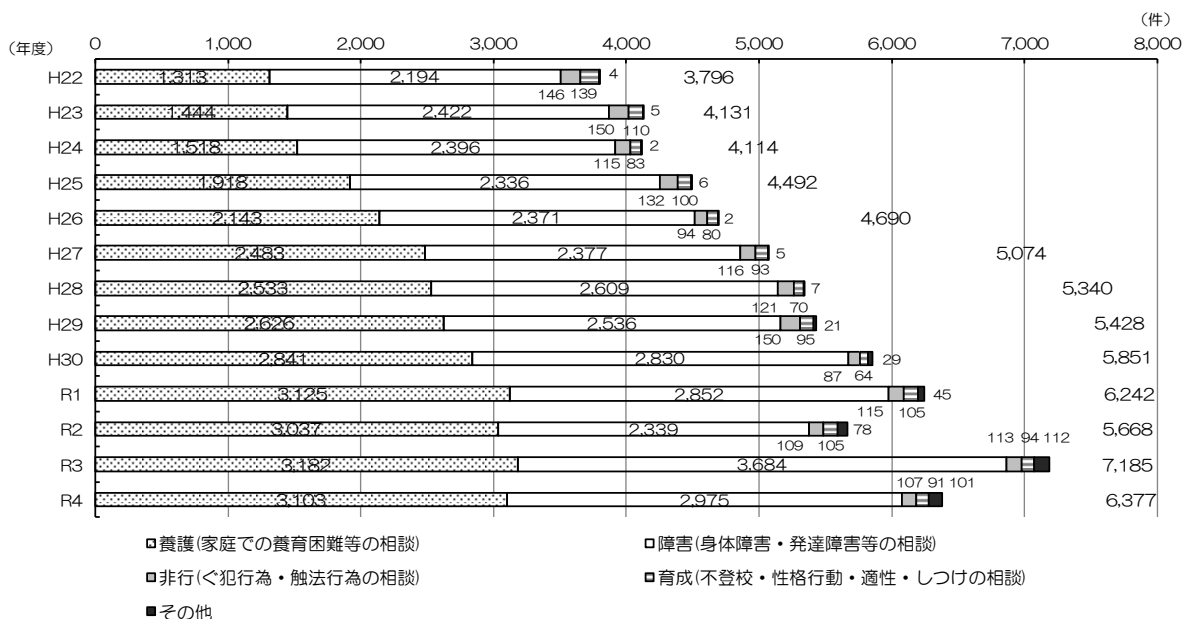
主な業務は、①市町の子ども家庭相談への対応について市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供、その他必要な援助を行うこと②子どもの虐待をはじめ専門的な技術支援および指導を必要とする家庭その他からの相談に応じること、③虐待を受けている子どもに対しての安全確認を行い、必要に応じて保護を行うこと、④子どもおよびその家庭について必要な調査を行い、社会学的、心理学的、医学的診断等を基に総合的な判定をし、個々の子どもに対して一時保護や継続的なカウンセリングまたは施設入所、里親委託等を行うことなどです。

子ども家庭相談センターの相談には、児童虐待等により家庭養育が困難であることなど養護に関する相談や子育てに関する相談、非行に関する相談や身体障害・発達障害に関する相談等があります。令和4年度における全相談件数は6,377件で、相談種別では「養護」に関する相談が3,103件で全体の48.7%と最も多く、次いで「障害」に関する相談が2,975件で全体の46.7%となっています。「養護」に関する相談のうち、児童虐待に関する相談件数が2,586件と、児童虐待防止法が施行された平成12年度(295件)の約8.7倍となっています。

○虐待ホットライン(中央子ども家庭相談センター内 24時間対応)

TEL・FAX 077-562-8996

第8-1-1図 子ども家庭相談センターの相談種別受付件数の推移



2. 子ども・子育て応援センター

子ども・子育て応援センターは、平成18年6月に滋賀県子ども条例に基づいて設置され、電話相談(愛称:こころん дайやる)等により、相談員が子どもや親などから「子育て」や「不登校」「非行」などの相談に応じています。

令和4年度における相談件数は3,714件で、前年度(3,795件)に対し、2.1%の減となりました。なお、1日あたりの平均相談件数は10.3件となっています。

相談者別にみると、「本人」からの相談が921件あり、また「母親」からの相談は2,535件で、「本人」と「母親」をあわせると相談件数の93.1%を占めます。

相談内容で最も多いのは「親自身の問題」に関する相談の1,762件で全体の47.4%を占め、次いで「性格・行動」に関する相談が886件、全体の23.9%となっています。

○こころん дайやる (午前9時～午後9時、12/29～1/3除く)

TEL 077-524-2030 FAX077-528-4855

第8-1-2表 相談状況の推移

単位(件)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 電話相談 | 3,952 | 4,615 | 3,740 | 4,490 | 4,026 | 4,498 | 3,794 | 3,713 |
| 面接相談 | 0 | 4 | 5 | 5 | 4 | 0 | 1 | 1 |
| その他(FAX等) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 3,953 | 4,620 | 3,745 | 4,495 | 4,030 | 4,498 | 3,795 | 3,714 |
| 無言・いたずら | 781 | 803 | 547 | 661 | 1,022 | 1,298 | 787 | 1,324 |
| 合計 | 4,734 | 5,423 | 4,292 | 5,156 | 5,052 | 5,796 | 4,582 | 5,038 |

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

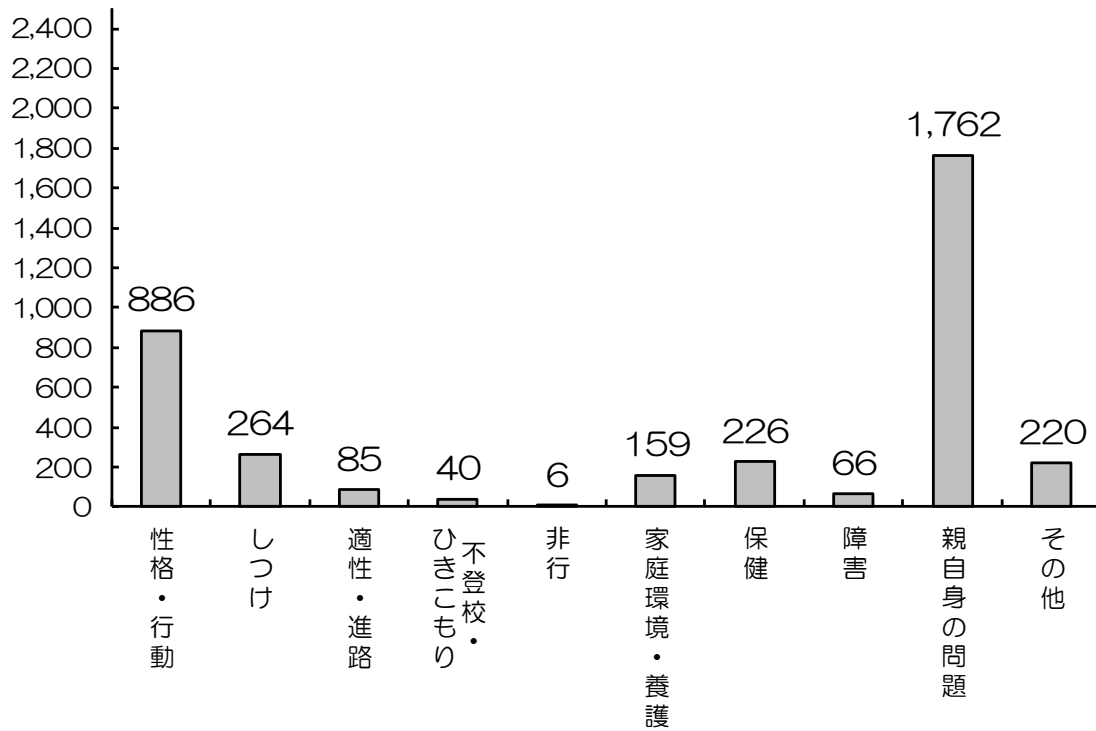
第8-1-3表 相談者の内訳の推移

| | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) | 件数 | 割合(%) |
| 本人 | 720 | 18.2 | 863 | 18.7 | 707 | 18.9 | 921 | 20.5 | 995 | 24.7 | 1,319 | 29.3 | 810 | 21.3 | 921 | 24.8 |
| 母親 | 2,962 | 74.9 | 3,467 | 75.0 | 2,700 | 72.1 | 3,217 | 71.6 | 2,645 | 65.6 | 2,783 | 61.9 | 2,644 | 69.7 | 2,535 | 68.3 |
| 父親 | 79 | 2.0 | 72 | 1.6 | 91 | 2.4 | 92 | 2.0 | 99 | 2.5 | 68 | 1.5 | 87 | 2.3 | 51 | 1.4 |
| 祖父母・親戚等 | 67 | 1.7 | 34 | 0.7 | 49 | 1.3 | 50 | 1.1 | 60 | 1.5 | 39 | 0.9 | 47 | 1.2 | 27 | 0.7 |
| その他 | 51 | 1.3 | 38 | 0.8 | 31 | 0.8 | 54 | 1.2 | 49 | 1.2 | 72 | 1.6 | 47 | 1.2 | 44 | 1.2 |
| 不明 | 74 | 1.9 | 146 | 3.2 | 167 | 4.5 | 161 | 3.6 | 182 | 4.5 | 217 | 4.8 | 160 | 4.2 | 136 | 3.7 |
| 計 | 3,953 | 100.0 | 4,620 | 100.0 | 3,745 | 100.0 | 4,495 | 100.0 | 4,030 | 100.0 | 4,498 | 100.0 | 3,795 | 100.0 | 3,714 | 100.0 |

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-4図 内容別相談件数(令和4年度)

(件)



(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

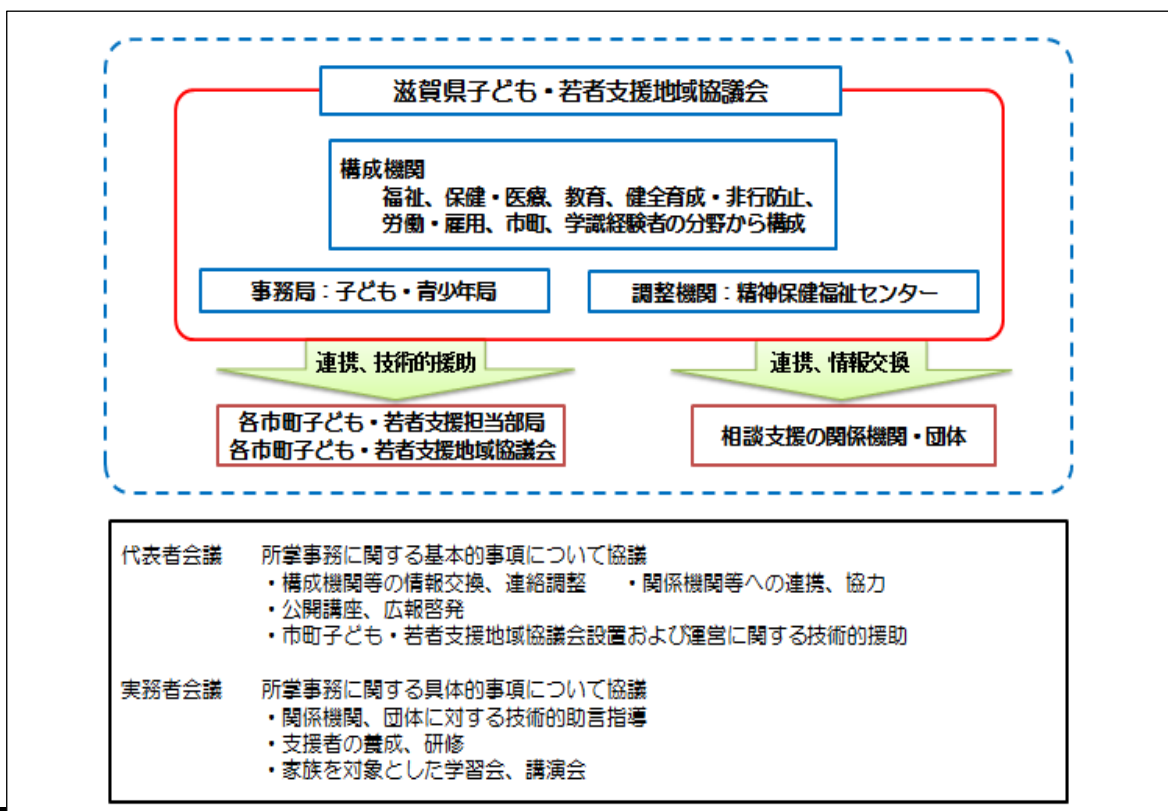
3. 滋賀県子ども・若者支援地域協議会

子どもの貧困、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等、子ども・若者の困難な状況は、深刻化しています。また、それらは相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることから、従来の個別分野における縦割りの対応では、支援しきれないケースも散見されます。

そこで、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条に基づき、平成28年3月より、「滋賀県子ども・若者支援地域協議会」を設置しています。

<機能と役割>

- 1 子ども・若者の支援に必要な情報の交換及び連絡調整
 - ・地域の子ども・若者に関する問題状況等の把握、情報交換
- 2 子ども若者の支援に関わる関係機関・団体の相互連携・協力
 - ・関係機関・団体の相談支援の内容等に関する情報交換、助言指導
 - ・相談支援機関・団体の支援体制・内容の充実
- 3 子ども・若者の支援に関する調査・研究及び広報・啓発
 - ・実務者会議の実施
 - ・公開講座、研修会、学習会等の実施
- 4 市町における子ども・若者支援地域協議会設置及び運営に関する技術的援助
 - ・市町の相談支援体制の状況把握
 - ・市町の子ども・若者支援地域協議会設置に向けた課題整理、技術的助言



4. 市町(児童相談)

平成16年度の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町も児童虐待など児童家庭相談を行っています。令和4年度における県内市町の児童相談件数は10,242件で、このうち児童虐待相談対応件数が7,889件と最も多くなっています。相談の経路では、学校等が3,299件と最も多く、次いで保健センター1,598件となっています。

また、平成17年度中に任意設置の児童虐待防止ネットワークが全ての市町に設置され、平成23年3月には、全ての市町で、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行しました。

要保護児童対策地域協議会は、構成機関に守秘義務が課されるため情報共有がより密になること、調整機関が明確になり責任ある実施体制の構築が期待できることなどから、市町には、この協議会の機能強化を図ることが求められています。

また、平成28年児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務とされ、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する体制を整えることが求められています。

第8-1-6表 市町全体の相談対応件数の推移

| | 虐待相談 | その他養護相談 | 障害相談 | 非行相談 | 育成相談等 | 計 |
|--------|-------|---------|------|------|-------|--------|
| 平成23年度 | 3,552 | 1,804 | 234 | 53 | 837 | 6,480 |
| 平成24年度 | 4,247 | 1,719 | 261 | 51 | 991 | 7,269 |
| 平成25年度 | 5,083 | 1,263 | 131 | 33 | 968 | 7,478 |
| 平成26年度 | 5,924 | 1,423 | 83 | 43 | 872 | 8,345 |
| 平成27年度 | 6,013 | 1,176 | 66 | 38 | 714 | 8,007 |
| 平成28年度 | 6,042 | 1,327 | 93 | 37 | 761 | 8,260 |
| 平成29年度 | 6,378 | 1,381 | 81 | 31 | 571 | 8,442 |
| 平成30年度 | 7,252 | 1,632 | 75 | 23 | 735 | 9,717 |
| 令和元年度 | 7,864 | 1,400 | 64 | 43 | 797 | 10,168 |
| 令和2年度 | 8,190 | 1,515 | 100 | 49 | 1,087 | 10,941 |
| 令和3年度 | 8,294 | 1,507 | 93 | 29 | 878 | 10,801 |
| 令和4年度 | 7,889 | 1,614 | 49 | 30 | 792 | 10,374 |

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-7表 相談受付の経路の推移

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家族・親戚 | 723 | 829 | 761 | 680 | 581 | 658 | 670 | 704 | 720 | 664 | 598 |
| 隣人・知人 | 369 | 337 | 382 | 322 | 316 | 280 | 283 | 273 | 246 | 234 | 166 |
| 児童本人 | 18 | 24 | 21 | 19 | 24 | 21 | 25 | 24 | 19 | 8 | 7 |
| 福祉事務所 | 874 | 729 | 737 | 700 | 711 | 697 | 698 | 758 | 812 | 738 | 749 |
| 児童委員 | 123 | 102 | 131 | 105 | 89 | 89 | 56 | 98 | 81 | 69 | 103 |
| 保健センター | 1,104 | 1,128 | 1,289 | 1,130 | 1,231 | 1,291 | 1,500 | 1,609 | 1,825 | 1,697 | 1,598 |
| 医療機関 | 140 | 163 | 150 | 194 | 179 | 160 | 239 | 223 | 234 | 264 | 269 |
| 児童福祉施設等 | 526 | 591 | 678 | 698 | 643 | 638 | 716 | 767 | 829 | 765 | 706 |
| 警察等 | 105 | 78 | 89 | 137 | 175 | 220 | 316 | 388 | 529 | 516 | 506 |
| 学校等 | 1,944 | 2,107 | 2,466 | 2,519 | 2,527 | 2,589 | 2,940 | 3,073 | 3,323 | 3,532 | 3,299 |
| 子ども家庭相談センター | 566 | 653 | 755 | 660 | 727 | 760 | 858 | 964 | 961 | 979 | 911 |
| その他 | 777 | 737 | 886 | 843 | 1,057 | 1,039 | 1,216 | 1,312 | 1,271 | 1,304 | 1,330 |
| 計 | 7,269 | 7,478 | 8,345 | 8,007 | 8,260 | 8,442 | 9,517 | 10,193 | 10,850 | 10,770 | 10,242 |

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

5. 児童家庭支援センター

子育てや子どもに関する相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、子ども家庭相談センターや児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の子どもや家庭の福祉の向上を図ることを目的とするセンターで、本県では平成14年1月から児童養護施設小鳩の家に設置されています。

○こばと子ども家庭支援センター

〒520-0027 大津市錦織1-14-25 TEL 077-522-2910

第8-1-8表 こばと子ども家庭支援センター相談状況の推移

単位（件）

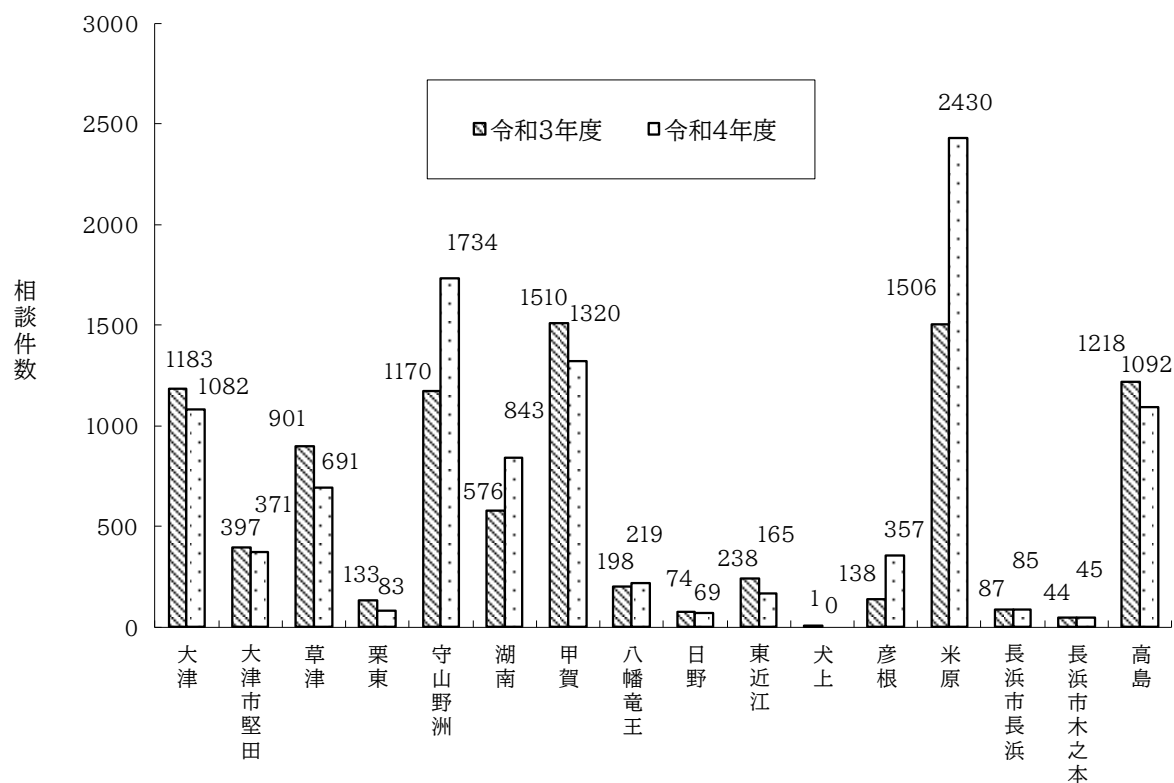
| 年度 | 形態 | 電話相談 | 来所相談 | 訪問相談 | その他 | 計 |
|--------|----|------|------|------|-----|-------|
| 平成23年度 | | 75 | 397 | 7 | 0 | 479 |
| 平成24年度 | | 158 | 375 | 43 | 0 | 576 |
| 平成25年度 | | 317 | 246 | 840 | 0 | 1,403 |
| 平成26年度 | | 219 | 521 | 234 | 0 | 974 |
| 平成27年度 | | 326 | 197 | 180 | 0 | 703 |
| 平成28年度 | | 218 | 426 | 312 | 0 | 956 |
| 平成29年度 | | 255 | 633 | 227 | 0 | 1,115 |
| 平成30年度 | | 477 | 590 | 329 | 568 | 1,964 |
| 令和元年度 | | 596 | 475 | 255 | 601 | 1,927 |
| 令和2年度 | | 708 | 207 | 259 | 74 | 1,248 |
| 令和3年度 | | 864 | 263 | 301 | 152 | 1,580 |
| 令和4年度 | | 683 | 195 | 329 | 55 | 1,262 |

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

6. 青少年補導センター

青少年補導センターは、青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っています。令和4年度の県内全青少年補導センターの相談件数は、延べ10,586件で、前年度に比べて、1,212件増加しました。

第8-1-9図 相談受理件数

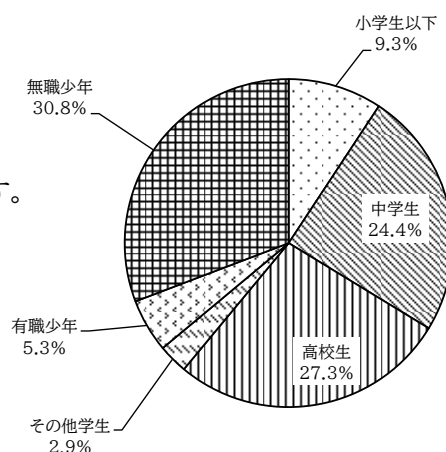


(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第8-1-10図 相談対象の内訳
〔令和4年度〕

相談対象少年の学職別の割合を見ると、無職少年に関する相談が全体の30.8%を占めて最も多く、次いで順に高校生に関する相談27.3%、中学生に関する相談24.4%、小学生以下に関する相談9.3%、有職少年に関する相談5.3%、その他学生に関する相談2.9%となっています。

| | |
|-------|--------|
| 小学生以下 | 982件 |
| 中学生 | 2,585件 |
| 高校生 | 2,894件 |
| その他学生 | 308件 |
| 有職少年 | 558件 |
| 無職少年 | 3,259件 |

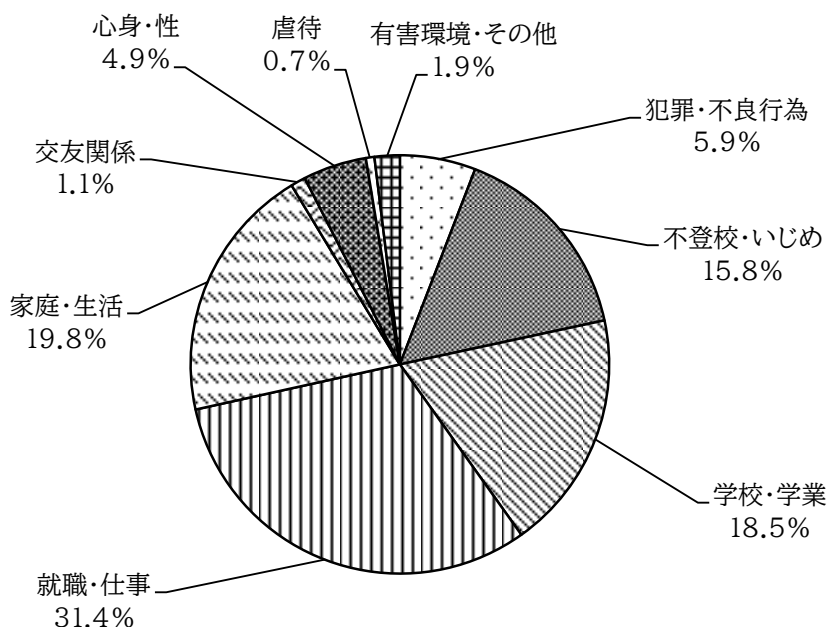


(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

相談内容の内訳は、就労・仕事に関する相談が全体の31.4%を占めて最も多く、次いで順に家庭・生活に関する相談19.8%、学校・学業に関する相談18.5%などとなっています。

| | | | | | |
|---------|--------|---------|--------|----------|--------|
| 犯罪・不良行為 | 620件 | 不登校・いじめ | 1,669件 | 学校・学業 | 1,961件 |
| 就職・仕事 | 3,323件 | 家庭・生活 | 2,097件 | 交友関係 | 121件 |
| 心身・性 | 519件 | 虐待 | 70件 | 有害環境・その他 | 206件 |

第8-1-11図 内容別相談件数〔令和4年度〕



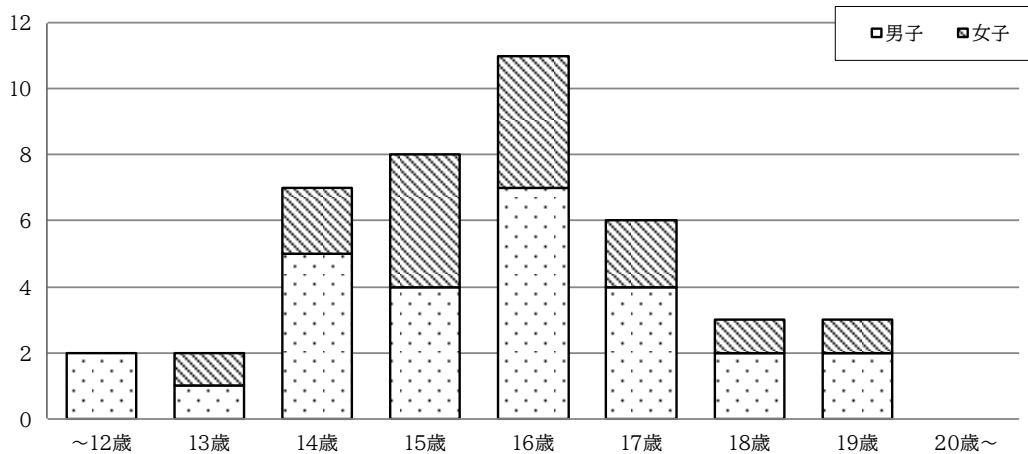
(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

7. 青少年立ち直り支援センター(あすくる)

県内16か所にある青少年補導センターのうち、9か所のセンターに専属スタッフ(支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員)を配置することで立ち直り支援に必要な機能をおき、その支援活動の拠点として青少年立ち直り支援センター(通称:あすくる)が設置されています。「あすくる」では、警察、司法、教育、福祉等の関係機関との連携、支援協力企業やボランティアの協力のもと、問題を抱える青少年の生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどに取り組み、再非行を防止するとともに立ち直りを支援しています。

令和4年度の新規支援者数を年齢別で見ると16歳が最も多くなっており、男女で全体の26.2%を占めています。

第8-1-12図 年齢別新規支援者数〔令和4年度〕

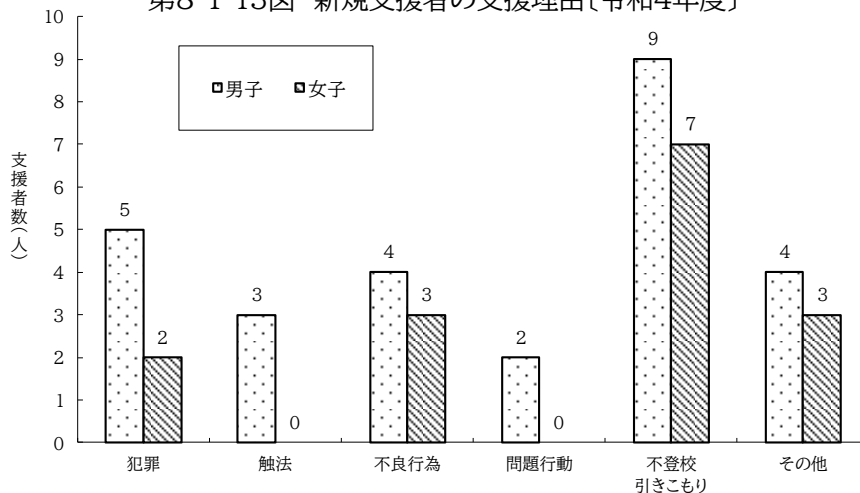


| 年齢 | ~12歳 | 13歳 | 14歳 | 15歳 | 16歳 | 17歳 | 18歳 | 19歳 | 20歳~ | 計 |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|
| 男子 | 2 | 1 | 5 | 4 | 7 | 4 | 2 | 2 | 0 | 27 |
| 女子 | 0 | 1 | 2 | 4 | 4 | 2 | 1 | 1 | 0 | 15 |
| 計 | 2 | 2 | 7 | 8 | 11 | 6 | 3 | 3 | 0 | 42 |

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

令和4年度における新規支援者の支援理由は、不登校・引きこもりが16人で最も多く、全体の38.1%を占めています。

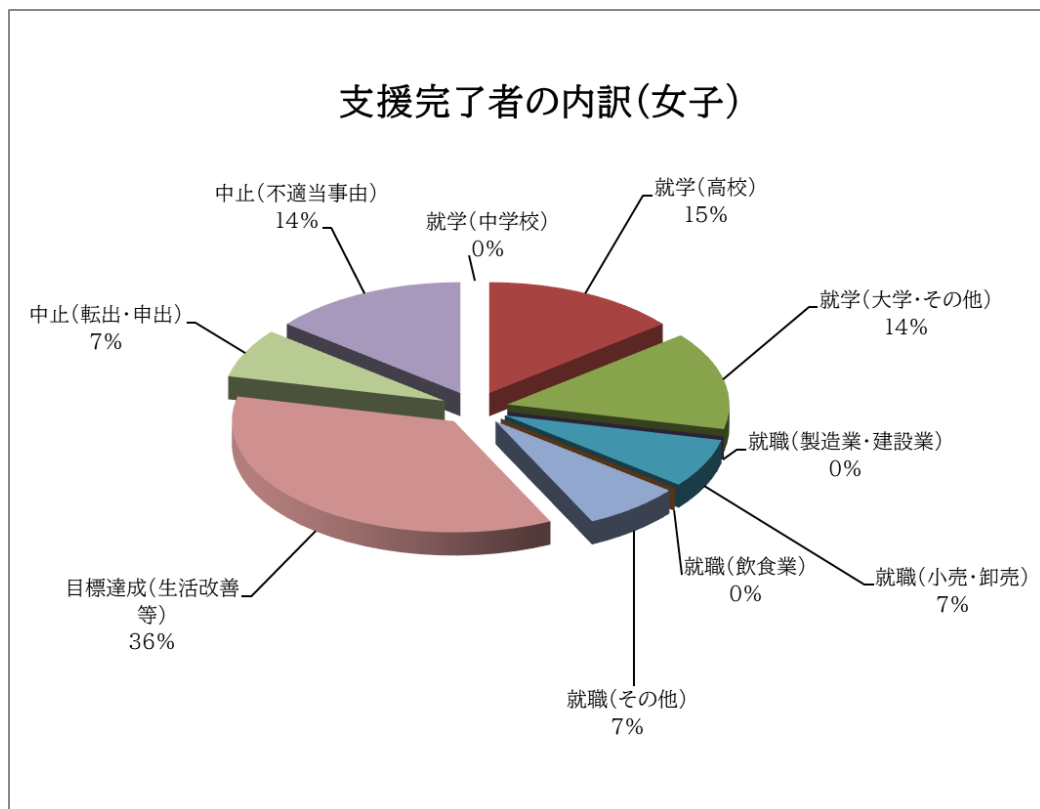
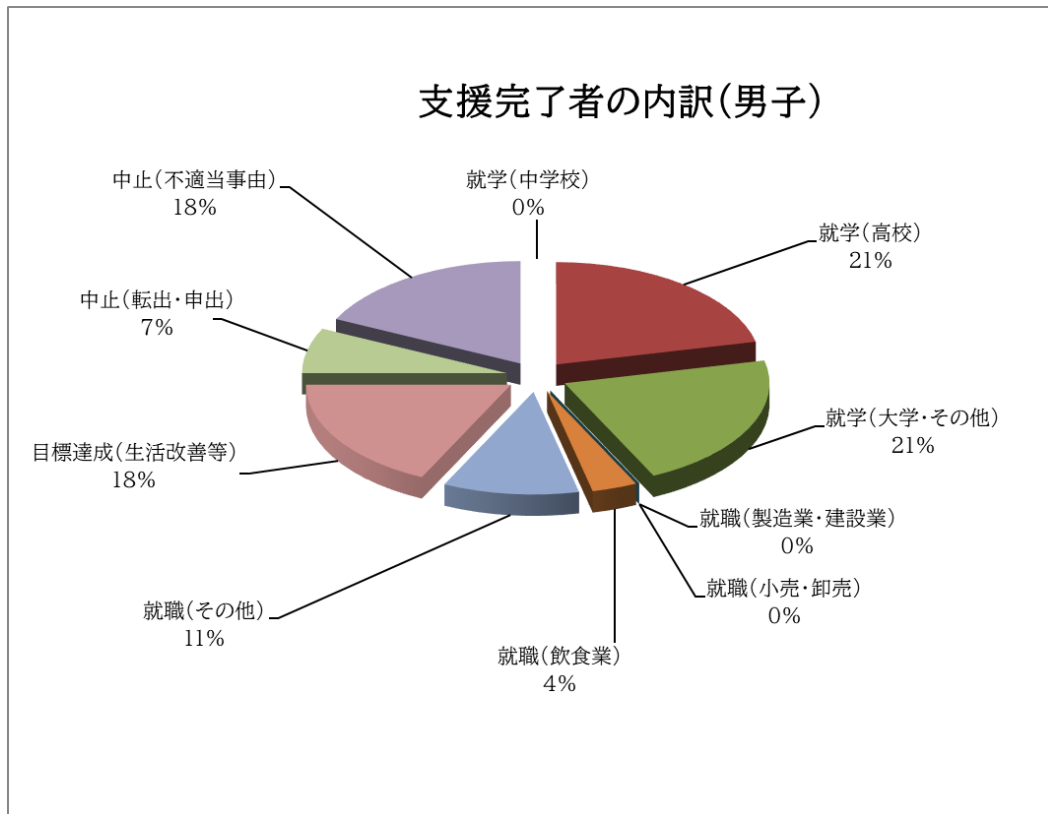
第8-1-13図 新規支援者の支援理由〔令和4年度〕



(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

令和4年度における男女別支援完了者の内訳は以下のとおりです。また、支援完了率は76.2%となっています。

第8-1-14図 男女別支援完了者の内訳〔令和4年度〕



(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第2節 ひきこもり

1. ひきこもりの定義

「ひきこもり」とは、「様々な要因の結果として、社会参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)」と平成22年5月「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」で定義されています。

また、当県のひきこもり状態にある子ども・若者の数(※1 広義のひきこもり)を推計(※2)すると、若年人口の2.05%にあたる約7,516人とされています。

※1 出典:令和5年3月 内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」定義:広義のひきこもり(=《準ひきこもり:普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する》+《狭義のひきこもり:普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける+自室からは出るが、家からは出ない・自室からほとんど出ない》)

※2 2022年推計人口より推計

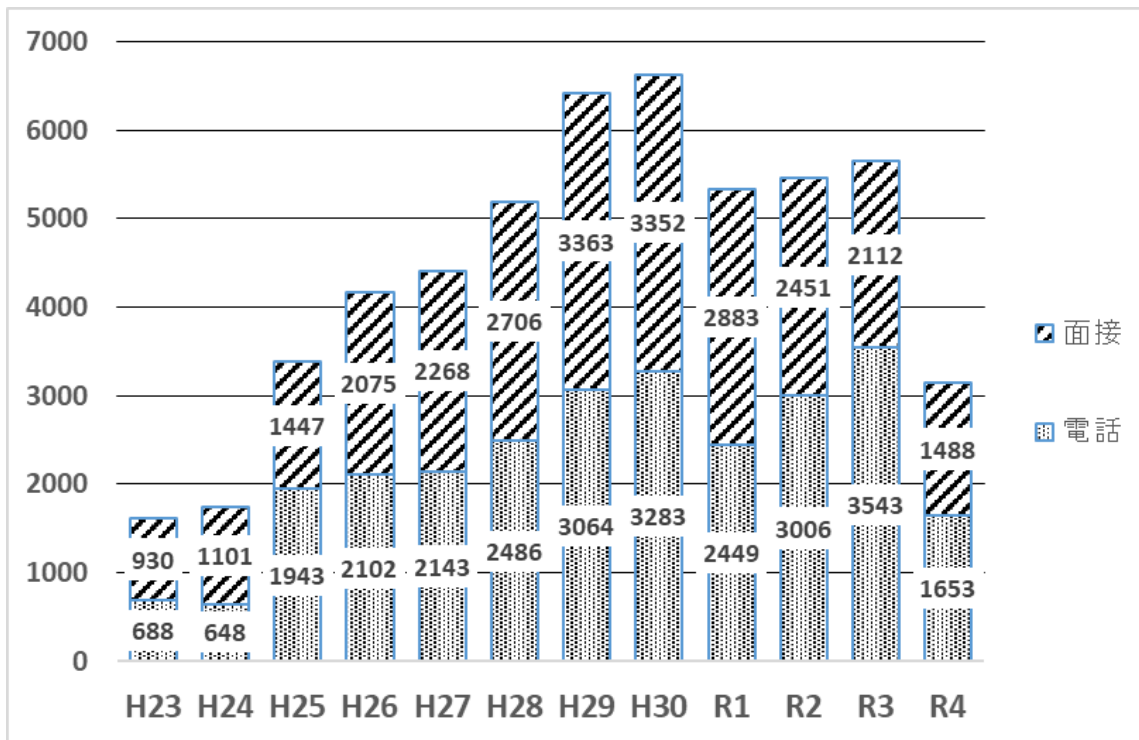
2. 精神保健福祉センター、保健所における支援の現状

精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、平成22年4月の精神保健福祉センター内に「ひきこもり支援センター」を設置して以降、毎年多くの相談が寄せられています。背景にはひきこもりの重症化予防の視点から子ども・若者層を視野に入れ、支援対象年齢を拡大したことや、教育機関等を含む青少年支援機関との連携体制が充実してきたことが考えられます。

令和2年度からは、ひきこもり支援センターにおいて、医療、法律、福祉、教育、就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、支援機関に対する専門的助言等を行う機能の強化に取り組んでいます。

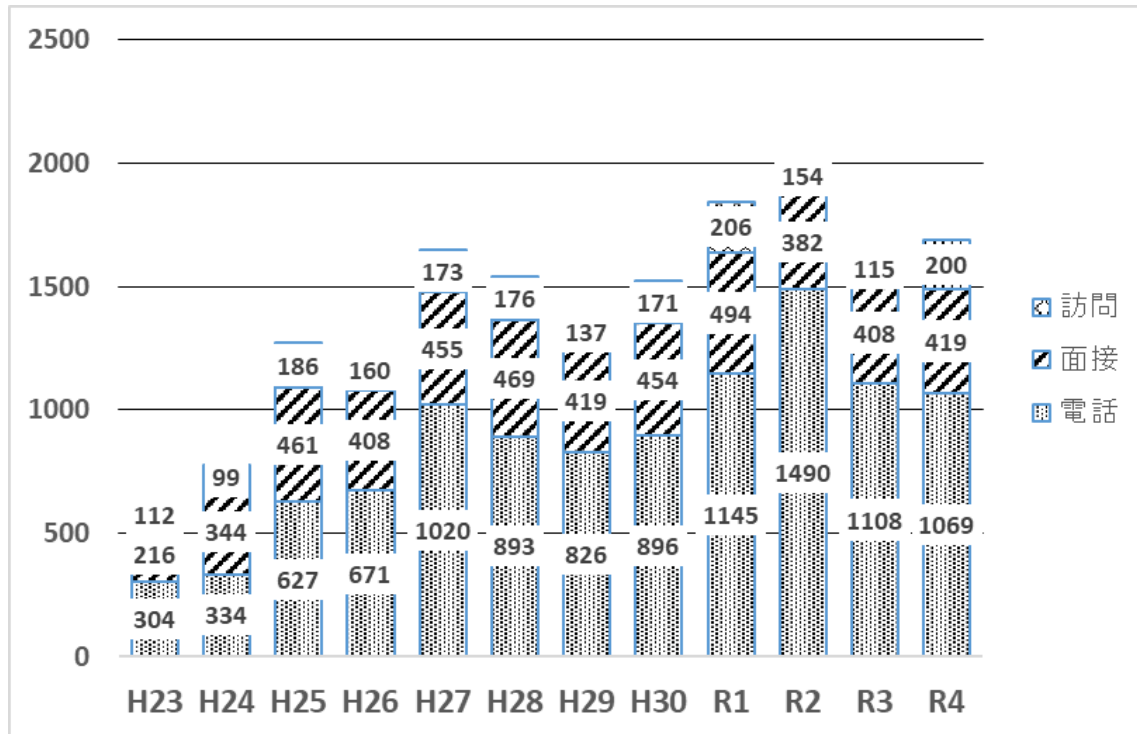
また、県内保健所においては、ひきこもりが長期化・重症化した事例が支援の主な対象であり、地域のネットワーク体制を作りながらの継続支援が必要になることから、相談件数も依然として多い状況が続いています。

第8-2-1図 ひきこもり支援センターにおける相談件数の推移



(資料)滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

第8-2-2図 保健所におけるひきこもり相談件数の推移



(資料)滋賀県健康医療福祉部障害福祉課